

○四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例

令和2年3月31日

条例第4号

あなたたち子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、差別されることなく大切にされます。

あなたたちは、平和で安全な環境のなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人は、その意見を受け止め、大切にします。

わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたちにとって何が最も良いことなのかを考えます。

わたしたちは、未来を担うあなたたちと一緒に家庭、学校、地域などをつくっていきます。

わたしたちは、お互いに協力してあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童の権利に関する条約」を踏まえて、この条例を定めます。

第1章 基本となる事項

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもに関わる人たちや市の役割などを定めて、みんなで子どもの成長を支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の人をいいます。
- (2) 保護者 親など子どもを養育する人をいいます。
- (3) 地域住民 市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。
- (4) 学校など 学校、認定こども園、幼稚園、保育所などをいいます。

(市民などの役割)

第3条 子どもの保護者や家族は、子どもが健やかに育つことに対して、最も大きな責任があることを自覚し、子どもと向き合い、子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもつ

て子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を養うことができるような家庭環境をつくるものとします。

- 2 地域住民は、みんなで子どもの成長を見守り、支えることの大切さを認識し、子どもが健やかに育つよう協力するものとします。
- 3 事業者は、子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めるものとします。
- 4 すべての市民などは、未来の親たちが希望をもって、安心して親になれるようなあたたかい地域をつくるよう努めるものとします。

(学校などの役割)

第4条 学校などは、子どもが友だちとの交流や様々な経験、学びを通じて、豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めるものとします。

- 2 学校などは、子ども一人ひとりが、安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めるものとします。

(市の役割)

第5条 市は、子どもに関わる人たちと協力しながら、次章に掲げる基本的な取組その他必要な取組を計画的に行います。

## 第2章 市が行う基本的な取組

(子どもの意見表明や参加)

第6条 市は、子どもが自分の意見を表す機会や子どもがまちづくりや地域活動に参加できる機会をつくるとともに、子どもが主体的に行う活動を支援します。

(子どもの安全と健康)

第7条 市は、子どもが安全で良好な環境のなかで、心もからだも健康に生活できるよう努めます。

(虐待やいじめへの対応)

第8条 市は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。

- 2 市は、子どもが虐待やいじめにあったことを知ったときは、子どもを守るために適切に対応します。

(子どもの居場所)

第9条 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、活動したりできる場所や、困ったときや助けが必要なときに相談できる場所をつくります。

(子どもの貧困対策)

第10条 市は、生まれ育った環境に左右されず、すべての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。

(子どもに関わる人たちへの支援)

第11条 市は、みんなで子どもの成長を支えていく地域となるよう、子どもに関わる人たちを支援します。

(普及)

第12条 市は、この条例の内容や子どもの権利の大切さを広めるよう努めます。

附 則

この条例は、令和2年5月5日から施行します。